

京都市告示第248号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年10月18日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世104号線	南区久世上久世町454番地地先内	旧	メートル 3.80	メートル 6.07
		新	3.60	6.06 ~ 11.90
中久世緯1号線	南区久世上久世町454番地地先内	旧	20.20	5.89 ~ 5.91
		新	20.20	5.93 ~ 6.10

(建設局土木管理部道路明示課)